明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（一）　四
○マンションの建替え等の円滑化に関する法律による不動産登記に関する政令の一部を改正する政令（二）　五
○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三）　六
○消費者被害の防止及びその回復の促進を図るための特定商取引に関する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四）　八
○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（五）　八
○海事産業の基盤強化のための海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（六）　八
○内航海運業法施行令（七）　二
○公益通報者保護法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（八）　二
○公益通報者保護法第十九条の規定により消費者庁長官に委任されない権限を定める政令（九）　二
○公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部を改正する政令（一〇）　三
○消費者庁組織令の一部を改正する政令（一一）　三
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（一二）　三
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（一三）　四
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（一四）　五
〔府　令〕
○特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行規則の全部を改正する内閣府令（内閣府一）　五
○消費者安全法施行規則の一部を改正する内閣府令（同二）　六
○消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（同三）　六
〔府令・省令〕
○特定商取引に関する法律の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令の一部を改正する命令（内閣府・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通一）　二六
○特定商取引に関する法律施行規則の一部を改正する命令（内閣府・経済産業一）　二九
〔デジタル庁令・省令〕
○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令（デジタル庁・総務一）　三一
〔省　令〕
○全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整理に関する省令（厚生労働一）　三五
〔告　示〕
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務二）　六

本号で公布された法令のあらまし

◇地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令（政令第一号）（総務省）

1　地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和三年法律第四〇号）第二条第一項に規定する政令で定める事務は、次に掲げるものとすることとした。

㈠　児童手当法（昭和四六年法律第七三号）による児童手当又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）の支給に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第一号関係）

㈡　子ども・子育て支援法（平成二四年法律第六五号）による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給、特定教育・保育施設、特定地域型保育事業者若しくは特定子ども・子育て支援施設等の確認又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第二号関係）

㈢　住民基本台帳法（昭和四二年法律第八一号）による住民基本台帳に関する事務（㈥に掲げるものを除く。）、出入国管理及び難民認定法（昭和二六年政令第三一九号）による中長期在留者の住居地の届出若しくは外国人住民に係る住民票の記載等についての通知に関する事務、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七一号）による特別永住者の住居地の届出に関する事務、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二五年法律第二七号）による個人番号の指定に関する事務又は住居表示に関する法律（昭和三七年法律第一一九号）による住居表示に係る事項の通知に関する事務であってデジタル庁令・総務省令で定めるもの（第三号関係）